

『はじめての西洋ジェンダー史』

弓削尚子 著 山川出版社 2,530円(税込)

普遍性を疑う ジェンダー史の営みから

会員 松田 亘平 (73期)



本書は、西洋ジェンダー史の入門書である。ドイツ史、ジェンダー史を専門とする著者が、主に法学部の学生を対象におこなってきた講義がベースとなっている。

西洋ジェンダー史は、西洋で普遍的だと考えられ、その後世界に伝播したジェンダー観が、西洋近代化の過程で歴史的に構築されてきたことを、様々なアプローチによって明らかにしてきた。本書はそうした取組みを、家族史、女性史、女らしさ・男らしさ、身体史、男性史、軍事史、グローバル・ヒストリー等の 이슈ごとに描写している。

ここでは、ジェンダー史研究の前史として位置づけられる女性史研究について簡単に紹介したい。

近代的人権の出発点の一つとして、フランス革命期の「人権宣言」がある。同1条は「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、存在する」と規定し、人権の普遍性を宣言した。

しかし、実はその普遍性に限界があることは、すでに革命期の同時代を生きた女性オランプ・ド・グージュによって指摘されていた。グージュは、「人権宣言」のタイトルをhomme(人間/男性)からfemme(女性)へ、citoyen(市民/男性市民)をcitoyenne(女性市民)へ置き換えること(「女権宣言」)により、「人権宣言」は男性市民だけのものにすぎないと喝破した(本書76頁)。

グージュは、「女権宣言」発表の2年後、反革命の嫌疑をかけられて処刑され、それとともに「女権宣言」も葬り去られた。「女権宣言」に脚光が集まったのは、20世紀後半のことである。1960年代末からのウー

マン・リブの高まりに伴い、女性史研究が誕生した。女性史研究は、女性が自らの手で歴史のなかの女性をすくいとり、女性の歴史を書くことを試みた(本書54頁)。女性史家は、男性歴史家が忘却の彼方に追いやった「女権宣言」の「発掘」を通じて、人権の普遍性には、歴史的に構築されたイデオロギーとしての側面があることを明らかにしたのだ。

フェミニズム運動の一環であった女性史がより学術的に発展したものが、ジェンダー史であると言える。著者は、本書のむすびにおいて、「ジェンダー史について学び、考えることの醍醐味は、『自分事』として歴史を身近に感じ、ジェンダーの歴史的構築性に敏感な思考力を養うこと」であり、「異性愛主義に基づく男女の二元化されたジェンダー規範を、『創られた伝統』と捉え、批判的思考を重ねることで、誰もが『自分らしい生き方』へと近づくことができればと思います」と述べている(本書301頁)。ジェンダー史研究は、人々がジェンダー規範から自由になり、自分らしく生きるヒントを与えてくれるのだ。

基本的人権の擁護を使命とする弁護士の世界において、ジェンダー平等の遅れやダイバーシティの欠如が指摘されて久しい。しかし、伝統的な弁護士像が有する規範性は、依然堅牢であるように感じる。伝統的な弁護士像は普遍的ではなく、あくまでも戦後の一時期に形成されたにすぎないのではないか。その歴史的構築性を明らかにすることは、私たちの選択肢を多様なものにし、ジェンダー平等やダイバーシティの実現の一助となるだろう。私たちはジェンダー史の営みに学ばなければならない。